

新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止措置の取扱い

日数(日目)	0	1	2	3	4	5	6	7	備考
1. 新型コロナウイルス感染症に罹患	発症	出席停止				軽快	登学可		10日目まで他の学生とは離れて黙食、マスク着用の徹底など、他者に感染を拡大させない対策を徹底。 ※軽快して24時間経過後
						症状持続	軽快※	登学可	
2. 無症状で新型コロナウイルス感染症が判明	検体採取	出席停止					登学可		10日目まで他の学生とは離れて黙食、マスク着用の徹底など、他者に感染を拡大させない対策を徹底。
3. 同居家族等が感染	発症/判明	登学可 ただし、7日目までは体調を経過観察し、感染対策							経過観察中に発症した場合、検査を推奨。 検査を受検しない場合、1の扱いとする。

【連絡があった場合の対応】

- ①本人の感染の連絡があった場合、表の黄色で塗りつぶした期間を出席停止措置とする。上記1の場合には5日目に再度学生支援センターに連絡する。症状の軽快状況に応じて登学可能であることを確認する。
- ②登学が可能になった場合にも、備考欄に記載の他者に対策を拡大させない対策を徹底する。
- ③出席停止の措置を取った場合、次の書類等を添付して公欠の手続きをすることができる。
 - ・上記1の場合: 受診した時に発行された診療明細書。
 - ・上記2の場合: 本人の検査結果である事がわかる書類等。自宅で検査キットを使用した場合、本人の結果である事がわかる写真でも可。